

ひょうご仕事と生活の調和推進



認定企業募集

令和2年
1/10(金)
締切

受付：令和元年12月2日(月)～令和2年1月10日(金)

ひょうご仕事と生活センターでは、ワーク・ライフ・バランスを実現する制度整備や働き方の見直し、組織風土の醸成等に向けた企業の取組を支援しています。このような取組を進め、一定の成果を収めている企業・団体を「認定」し、ワーク・ライフ・バランス認定企業として公表しています。ぜひ、ご応募ください。

ワーク・ライフ・バランスを進めることによるメリット

- ★優秀な人材の確保に繋がります
- ★業務効率や生産性の向上が期待できます
- ★働く人の意欲が向上し、離職率の減少、定着率が向上します

WLB「認定企業」になると…

- ★認定企業としてHP等で企業名と取組が広く周知され、イメージ向上に繋がります
- ★ハローワークの求人票や求人広告でPRでき、人材確保の効果が期待できます
- ★県と連携協定を結んでいる金融機関等で優遇金利での融資など金融面で支援を受けられます

認定企業の声

認定されたことで、従業員のモチベーションがUPした！さらに表彰を目指したい！

入社希望者の質が向上した！

業務効率が上がり、休みやすくなった

社内の雰囲気が良くなり、働きやすい職場になった

新卒者の応募が増えた

従業員の定着率が向上した！

詳細は裏面をご覧ください



公益財団法人兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター



認定までのステップ

宣言登録証が
発行されます！

1

「ひょうご仕事と生活の調和推進企業 宣言書」を提出

仕事と生活の調和推進に取り組むことを宣言・登録してください。
宣言登録すると、センターから様々なWLBに関する支援を受けることができます。



2

「ワーク・ライフ・バランス自己診断」を実施

セターHP「ワーク・ライフ・バランス自己診断システム」からWLB実現度自己診断を実施し、
診断結果が総合評価で概ね★★(星2つ)以上の場合、認定に応募できます。
※認定応募の際は「認定・表彰申請用」で実施してください。

実施後はPDFを保存のうえ、「セターに診断結果を送信する」をクリックし、
送信してください。

URL <http://shindan.hyogo-wlb.jp/diagnosis/entry.php>



自己診断
QR

3

認定申請に必要な書類を提出

以下の書類をひょうご仕事と生活センターに送付または持参してください。

- ①申請書
- ②労働関係法令チェックリスト
- ③認定・表彰申請用自己診断結果を印刷したもの
(総合評価が概ね★2つ以上であること)
- ①と②のダウンロードURL <https://www.hyogo-wlb.jp/promotion/entry>

申請書・労働関係法令
チェックリストはこちらからも
ダウンロードできます



4

センターのコンサルタントがヒアリングを実施

コンサルタントが申請企業・団体を訪問し、WLB取組状況をヒアリングします。

5

認定審査委員会で審査

学識経験者等有識者で構成された認定審査委員会で厳正に審査します。

認定企業のシンボル、
ぬいぐるみやのぼり等
啓発グッズを進呈します。
就職説明会で注目され
ます！

認定企業に決定！！

これまでに231企業・団体を認定しています。
認定期間は3年間で、3年ごとに更新が必要です。

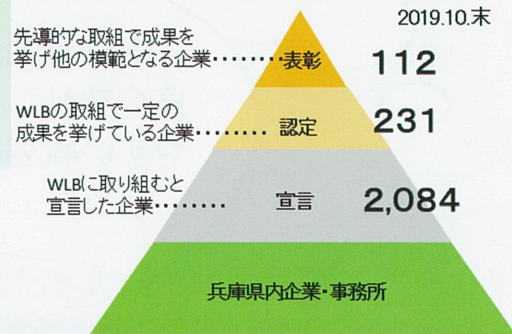


認定企業のロゴマークを
名刺に入れる等、
アピールできます



★認定後の流れ

認定企業のうち、先導的な取組を行い、
他社の模範となるような企業・団体を表彰します。
表彰されると、HPだけでなく学生向け事例集や
新聞等で取組を掲載し広く広報します。
これまで112企業・団体を表彰しています。
ぜひ、表彰を目指してご応募ください！



★お問い合わせ・申請先★

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター 1F

TEL 078-381-5277 FAX 078-381-5288 E-mail info@hyogo-wlb.jp

HP <https://www.hyogo-wlb.jp/>